

宗像市市民参画等推進審議会 委員名簿

(敬称略)

任期：令和 7 年 6 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日

規則※第 32 条第 2 項 (1)(2)の内訳	氏 名	区分	所属団体 役職等
(1)知識経験を 有する者	福岡 佐知子	再任	株式会社三角形 代表取締役
	種田 明美	再任	むなかた市民学習ネットワーク 運営委員
	鈴木 邦治	再任	福岡教育大学 教授
	水島 直子	再任	福祉ボランティアにじいろぽけっと 代表
	高山 國敏	再任	吉武地区コミュニティ運営協議会 元事務局長
	矢野 貴士	再任	福岡県教育庁 福岡教育事務所 社会教育室 社会教育主事
	今津 理恵	新任	自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会 広報委員長
	中村 昌史	新任	宗像経済新聞 編集長
(2)市民	朝倉 拓郎	新任	市民公募
	米倉 仁美	新任	市民公募

※ 宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例施行規則

宗像市市民参画等推進審議会の役割について

宗像市市民参画等推進審議会（参画審）は、「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（市民参画条例）」に規定されている市の附属機関です。市民参画や市民協働、コミュニティ活動（市民参画等）の推進に関する分野において、市が意見を求める（諮問する）事項について意見を述べる（答申する）第三者機関です。

知識経験を有する人や公募された市民代表の 10 人以内で構成され、任期は 2 年です。

設置の根拠・目的

●市民参画条例

（第 45 条）市民参画、協働及びコミュニティ活動をより推進させるとともに、時代の動きに的確に対応させるため、宗像市市民参画等推進審議会を置く。

具体的な所掌事務

1. 市民政策提案手続に関すること

市民参画条例に規定される市民政策提案手続により提案された政策の内容が対象事項に該当しない旨の決定がなされ、その決定に不服申立てがあった場合に、市から諮問される不服申立ての審査に意見を述べるなど、条例に定められた事項について第三者機関として意見を述べる。

2. 市民参画手続等の進行管理及び評価

市民参画条例に基づき実施される市民参画手続（附属機関の設置、パブリック・コメント、市民説明会、市民ワークショップ）に関する実績報告を受け、意見等を述べる。

3. 市民参画等の推進に必要な施策、方策等の研究

市から市民参画等に関する現状や今後の取り組み等の説明を受け、審議会として意見を述べる。また、他の事例等を踏まえながら、市として取り組むべき施策・制度等の提案を行う。

4. その他市民参画等の推進に関して市が必要と認める事項

- （１）市民サービス協働化提案制度に基づく提案事業の審査（年 2 回）
- （２）人づくりでまちづくり事業・元気な島づくり事業の各補助金申請の審査（年 2 ～ 3 回）

5. 社会教育委員に関すること

平成 20 年度から「社会教育の重要性は継続しているが、本市では従来の社会教育という枠組みだけで考えるのではなく、協働やまちづくりという視点をより重視して考えるべきである」との考えから、参画審が社会教育委員に関する役割を担うこととしています。

なお、社会教育分野のうち、文化芸術やスポーツ、文化財、世界遺産等、特に専門性の高いものに関しては、各分野の審議会でも調査審議することとしています。

宗像市

市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進 に関する条例について

宗像市コミュニティ協働推進課

■ 宗像市が市民協働に至るまでの背景

背景①

- 戦後・高度経済成長期の旧宗像町
- 福岡市・北九州市のベッドタウンとして大きく進化



- ・人口の急増
- ・地域のつながりの希薄化への危機感
- ・行政課題の多様化
- ⇒社会全体として、まちづくりへの参画意識の高まり

背景②

- 「教育」や「学び」の意識の高いまち
- ・福岡教育大学、日本赤十字九州国際看護大学
- ・東海大学付属短期大学
- ・むなかた協働大学、むなかた市民大学

社会教育

… 学校以外でも学ぶ場がある

生涯学習

… 自らの力で学んでいく

市民活動

… 自らの手でつくっていく

■ 宗像市市民参画条例

制定の背景	宗像市の取り組み	国・社会の動き
昭和50年	第1次コミュニティ会議の設置	
平成9年	旧コミュニティ基本構想の策定	
⋮		NPO法 施行 行政手続法改正（国のパブリックコメント 法制化） 市町村合併特例法改正（平成の大合併）
平成12年	コミュニティ運営協議会の設立がはじまる	地方分権一括法 施行
平成13年	人づくりでまちづくり事業補助金制度の運用開始	阪神淡路大震災(ボランティア元年)
平成14年	生涯学習推進協議会「むなかた市民フォーラム」結成	
平成15年	旧宗像市と旧玄海町が合併	指定管理者制度 法制化
平成16年	市民参画条例検討審議会による検討開始	
平成17年	旧大島村を編入合併 第1次総合計画でコミュニティ施策を中心施策として位置づけ 「むなかた市民フォーラム」が市民活動の中間支援組織として再構築	
平成18年	市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例の施行 市内全域にコミュニティ運営協議会の設置完了	
平成20年	市民活動交流館（メイトム宗像）開館	

■ 宗像市市民参画条例

前文

このまちで豊かな、生きがいのある暮らしをしていくことは、私たち宗像市民みんなの願いです。その暮らしが実現できるまちをつくっていくことは、私たち宗像市民みんなの権利であり、務めでもあります。まちづくりを自分たちが考え、決定し、行動し、責任を持つ。そんな新たな時代に私たちは生きようとしています。地方分権から地域分権への流れを、宗像らしい住民自治というかたちで実現させることができるか、地域分権の担い手としての私たちの力量が問われる時代でもあります。

いま、私たちはここに「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」を定めます。まちづくりの仕事に主体的にかかわっていくことは私たちの権利であることを確認するとともに、行政や他の市民と力を合わせながら、自分たちが担い手となって取り組もうという宣言です。そのために必要なルールや仕組みをつくろうとする新しい挑戦でもあります。私たちはここに掲げた市民参画、協働、コミュニティ活動のいずれも力強く推進しなければなりません。そのために行政と対等の立場で連携し、相互信頼のもとに協力し合うことが求められます。同時に、市民同士が目的を共有しながら結び合うことも大切なことです。

宗像市ではすでに多様なボランティア団体などの活動実績があり、それぞれの分野で役割を担ってきました。新しい手法によるまちづくりの土壌は育ちつつあるといえるでしょう。

折りしも、市町村合併によって新しい宗像市が誕生しました。歴史や文化、地域の特性が異なるもの同士の結びつきは、その違いを認め合い、尊重し合うことによって、より高い成果を手にする事ができるはずです。

この条例に魂を入れるためには、私たち市民が自らの責任において発言し、実践することが肝心です。しなやかに考え、果敢に決め、活発に行動し、確実に責任を持つという自律的な市民の存在こそが、この条例をまちづくりの新たな起爆剤として活かす鍵であるということです。

市民の日々の暮らしの中に、この条例の理念と手法がしっかりと根づいていくことを願ってやみません。

■ 宗像市市民参画条例

【宗像市では！】前提として

- ・税金 ・子育て ・観光
- ・文化 ・福祉 etc.

豊かな、生きがいのあるまちや暮らし

市民等の **願い・権利・努め**

“協働”によるまちづくりの必然性

2006年(H18)施行

【他自治体では…】時代の流れとして

- ・市民社会の成熟 ・地方分権の流れ
- ・ライフスタイルの変化 etc.

市民ニーズの多様化・高度化

市民の努力の
行政の対応の **限界**

“協働”によるまちづくりの必要性

市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例

■ 宗像市市民参画条例

基本理念

市民参画条例 第3条（基本理念）

- 1 市民参画は、市民等が等しくまちづくりの主人公であり、実施機関が行う意思決定の過程に参画する権利を有し、満18歳未満の者においてもそれぞれの年齢にふさわしい権利を有するものとして推進する。
- 2 協働は、市と市民等又は相互に連携し合った市民等がそれぞれの特性と自律性をもとに役割分担してこれを行うことで相乗効果を生み出し、地域に新たな貢献をすることを目指して推進する。
- 3 コミュニティ活動は、コミュニティが地域住民の自治によるまちづくりの担い手となることを目指して取り組むこととし、その展開は地域住民の自律性と自主性をもとに推進する。

3つの柱

● 市民参画の推進

- 自分の意見をもっと市政に活かしたい！

● 協働の推進

- 自分が得意なことをまちづくりに活かしたい！

● コミュニティ活動の推進

- 自分が住んでいる地域をもっと住みよくしたい！

条例が目指すのは

市民一人ひとりが快適で、安全で、
温もりのある暮らしのかたちを
実現すること

■ 市民参画の推進

まちづくりの主人公は市民。
そんな市民一人ひとりの声が計画や条例にきちんと反映されることが必要です。
そのため、条例で市民が意見を述べる機会を保障し、市民の意見を的確に反映させます。

私の意見が
まちのかたちをつくる

対象

市民参画条例 第7条（市民参画の対象）

- 1 基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- 2 基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
- 3 市民等に義務を課し、権利を制限する条例の制定又は改廃
- 4 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 5 公共の用に供される大規模な施設の設置にかかわる基本計画等の策定又は変更

方法

市民参画条例 第8条（市民参画の方法）

- 1 附属機関等の設置
- 2 市民意見提出手続(パブリック・コメント)
- 3 市民説明会
- 4 市民ワークショップ

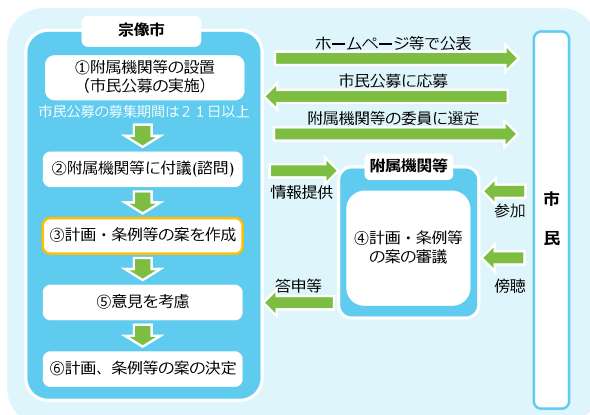
※実施機関は、それぞれの対象事項にふさわしい効果的な方法として
上記に掲げる市民参画の手続きのうち1つ以上を実施しなければならない。
※複数の市民参画手続を併用して実施するように努める
※市民参画の手続をしないときは、その理由を公表

■ 市民参画の推進

特徴とフロー図

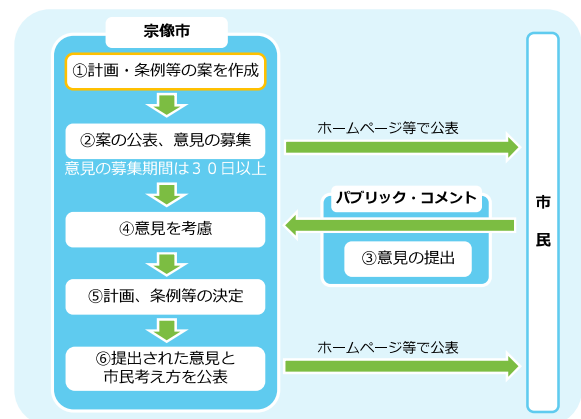
1 附属機関の設置

有識者や市民代表で構成し、その担当する事項について調停、審査、審議、調査等を行う。
専門家の意見や市民の意見などを計画等の策定や評価の過程で反映することができる。



2 市民意見提出手続(パブリック・コメント)

事業や計画の意思決定をする前に、その内容、趣旨を市民へ公表し、募集期間を設けて、幅広い市民等から意見を募集する。提出された意見に対する市の考えを公表する。

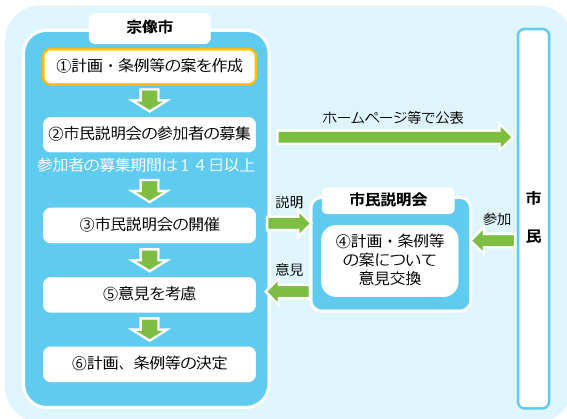


■ 市民参画の推進

特徴とフロー図

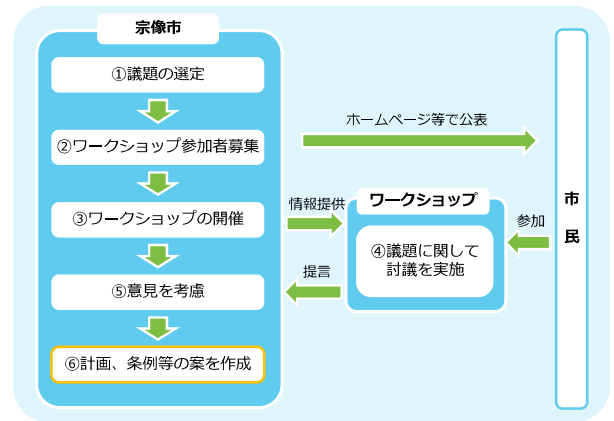
3 市民説明会

計画等の説明を通して、市民と市及び市民同士が意見交換をすることで、市民の意見を収集する。**対話形式での意見提出手続。**



4 市民ワークショップ

幅広く市民等の参加を募り、所定の課題等について、**自由に議論し**、一定の案に集約し、**素案の合意形成**を図る。



■ 市民参画の推進

市民が直接請求できる市民参画

市民政策提案手続 市民参画条例 第15条（市民政策提案手続）

有権者の500人以上の連署をもって、その代表者から、実施機関に対し、**対象事項に係る政策の提案**を行うことができる。

提出された提案は、幅広く市民を集める**市民検討会**または常設の附属機関である**市民参画等推進審議会**で議論のうえ、実施機関により提案された政策の実行を検討する。

⇒これまでに制度に該当する提案はなし

※地方自治法 第74条（条例制定の直接請求）

有権者の**50分の1**の連署をもって**条例の制定・改廃**を請求することができる。

↓↓↓

宗像市の場合…必要な連署1,600人程度

地自法よりも①請求のハードルが低い

②条例以外にも政策提案ができる

住民投票 市民参画条例 第22条（住民投票）

市民参画の充実を図ってまなお市民の意見を的確把握する必要があるとき、市民及び議会の請求並びに市長の発議により実施できる。

市民・・・有権者の3分の1以上の者の連署により請求

議会・・・議員定数の12分の1以上賛成により議員提案され、出席議員の過半数の賛成で請求

市長・・・自ら発議

※投票者総数が有権者の2分の1を満たさないときは成立しない。

⇒これまでに制度に該当する提案はなし

■ 協働の推進

協働

市民参画条例 第2条（定義）

市民等及び市が、創造豊かで活力あるまちづくりを推進するため、それぞれの**役割分担**のもと、**相互に補い合い**ながら、**対等な立場で**ともに活動し、その成果を**相乗効果的に**生み出すための営みをいう。

協働の原則

市民参画条例 第29条（協働の原則）

協働で行うものは、**企画立案、実施及び評価の過程**において、次に掲げる事項を原則として協働を行い、協働の効果を高めるようにする。

- (1) 情報を共有し、**透明性の確保**を図ること。
- (2) **説明責任**を果たすこと。
- (3) **対等の立場**に立ち、互いに理解しながら、**目的を共有**すること。
- (4) 互いの**自主性及び特性を尊重**し合うこと。
- (5) それぞれが**自覚と責任**を持ちながら、協力し、連携すること。

■ 協働の推進

「市民公益活動」

市民参画条例 第2条（定義）

自発的な参加によって行われる**公益性**のある活動をいう

（※営利、宗教、政治活動等を除く）

「やりたい」「やってみたい」 誰かのために、何かする

⇒自己実現



⇒社会性、公益性



市民活動

活動拠点

▶ 市民活動交流館（メイトム宗像）



市民活動団体の活動拠点として多目的ホールをはじめとした貸館運営のほか、
・市民活動・NPOボランティアセンター
・男女共同参画推進センター
・子育て支援センター
・発達支援センター
・社会福祉協議会 etc
が入居する多機能複合施設

支援体制

▶ 市民活動・NPOボランティアセンター



市民活動・ボランティア活動の
・情報収集及び提供
・相談
・講座、研修会等の開催
・団体等の交流促進
・活動のための各種サービスの提供

■ 協働の推進

市民参画条例 第31条（市民公益活動団体との行政サービスの協働）

- 1 市及び市民公益活動団体は、行政サービスの協働を行うように努める。
- 2 行政サービスの協働を行うに当たっては、より多くの分野において行政サービスの協働が行われるよう、市及び市民活動団体は互いに連携し、理解を深めながら、行政サービスの協働の分野の拡大及び創出に努める。

行政サービスの協働（協働委託）

市が行っている行政サービスを協働で行おうとする団体を登録し、団体がもつ専門性や地域性等の特性を活かしながら協働により事業を行うもの。

市民サービス協働化提案制度

市の全事業を公表し、市民活動団体等が専門性、ノウハウ等を生かして自ら企画立案した事業提案を行う。

決定にあたっては、公開審査会を行い、市民参画等推進審議会に意見を求める。採択後は市と協働で事業を実施する。

人づくりでまちづくり事業補助金

宗像市における地域の課題や社会的な問題を解決することを目的として実施する活動などに対する補助金

採択事業数（H10～R7）

※前身の補助制度も含む

累計440事業



ココカライベント企画室
事業名[音を自分で作ろう！・ミュージックFun! Fun!]

事業名称	団体	事業概要
宗像市成人式事業	(公社)宗像青年会議所	宗像市成人式の企画立案、運営
子どもの居場所づくり事業	子ども支援ネットワーク With Wind	プレーパークの運営や普及促進
市民活動推進事業	(一社)PENTAGON	中間支援組織として市民活動の活性化、支援 市民活動団体と行政、企業などとの協働の推進
男女共同参画推進事業の実施及びセンター管理運営業務	NPO法人男女共同参画ゆいネット宗像	男女共同参画推進センターを拠点に啓発講座などの事業実施（男女共同参画社会の推進）

■ コミュニティ活動の推進

「コミュニティ」 市民参画条例 第2条（定義）

原則として宗像市立小学校又は義務教育学校の通学区域において市民等であるものが**共同体意識**を持って、主体的に形成された地域社会

12地区のコミュニティ運営協議会

＝小学校区等を原則とした**広域の“地縁”組織**

背景

- 自治会単位での活動が困難に・・・（少子高齢化、都市化・核家族化、住民ニーズの多様化）
- これまでどおりの行政サービスが困難に・・・（少子高齢化による扶助費の増加、自治体財源の減少）

目的

相互扶助

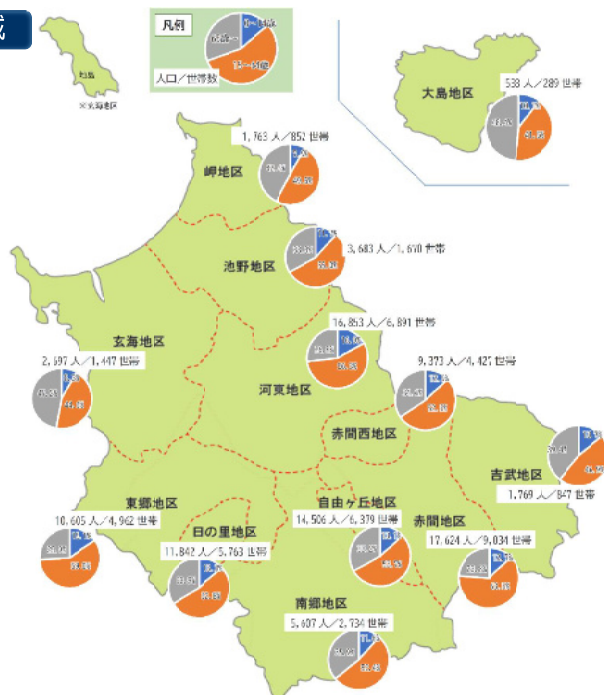
地域全体で協力して取り組み、相互扶助意識の向上を図る

地域分権

財源と権限を地域に譲り、地域住民の手によるまちづくりを推進

住民自治

範域



■コミュニティ活動の推進

歴史

昭和50年	第1次コミュニティ会議の設置
昭和52～56年	日の里・吉武地区が県コミュニティ地区に指定
平成8年	コミュニティ・ワーキング会議を設置
平成9年	旧基本構想の策定
平成10年	コミュニティ担当部署を設置（企画課コミュニティ係）
平成12年	モデル地区として、自由ヶ丘、南郷、日の里地区にコミュニティ運営協議会を設立
平成13年	コミュニティ課設置
平成14年	吉武、赤間西地区に運営協議会を設立
平成15年	旧宗像市と旧玄海町が合併 赤間、河東、東郷地区に運営協議会設立
平成16年	玄海4地区（池野、田島、岬、神湊）に運営協議会を設立
平成17年	旧大島村を編入合併 第1次総合計画でコミュニティ施策を中心施策として位置づけ 行政区長制度廃止、まちづくり交付金導入
平成18年	市民参画条例の施行 大島地区コミュニティ運営協議会設立 各地区コミュニティ・センター指定管理者制度開始
平成19年	第1次コミュニティ基本構想・基本計画策定
平成24年	田島地区、神湊地区の合併により玄海地区コミュニティ運営協議会設立 現在の12地区の体制となる
平成26年	全地区にコミュニティ・センター整備完了
平成27年	第2次コミュニティ基本構想・基本計画策定
令和7年	第3次コミュニティ基本構想・基本計画策定

■コミュニティ活動の推進

コミュニティ運営協議会

市民参画条例 第37条（運営協議会の設置）

コミュニティに地域住民の自主的な組織として、コミュニティ運営協議会を置く。

市民参画条例 第38条（運営協議会の役割）

運営協議会は、当該コミュニティにおける自主的な活動を推進するとともに、市と行政サービスの協働を行い、当該コミュニティにおける諸課題の解決に主体的に取り組むことにより、地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保等を図る。

市民参画条例 第39条（運営協議会の責務）

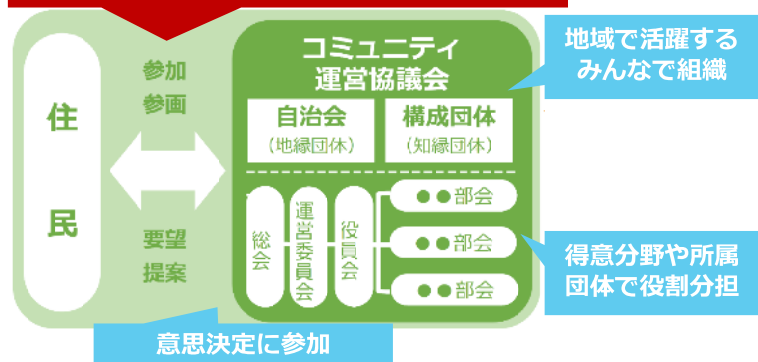
運営協議会はその運営の透明性及び公平性を図り、コミュニティ活動がより推進されるよう、次に掲げる措置を講ずる。

- （1）地域住民が運営協議会の意思決定に参加しやすいこと
- （2）地域住民がコミュニティ活動に参加しやすいこと
- （3）積極的に情報の共有を図ること
- （4）役員等の選出について透明性を図るようにすること
- （5）自らの活動を評価するよう努めること

⇒運営協議会は地域住民自らによって
民主的に運営されるべきもの

【各協議会規約】

協議会は、●●地区住民をもって組織する



■コミュニティ活動の推進

コミュニティ・センター

市民参画条例 第41条（コミュニティ活動の拠点）

運営協議会は、コミュニティ・センターをコミュニティ活動の拠点とする。

公共施設として市が全地区に整備



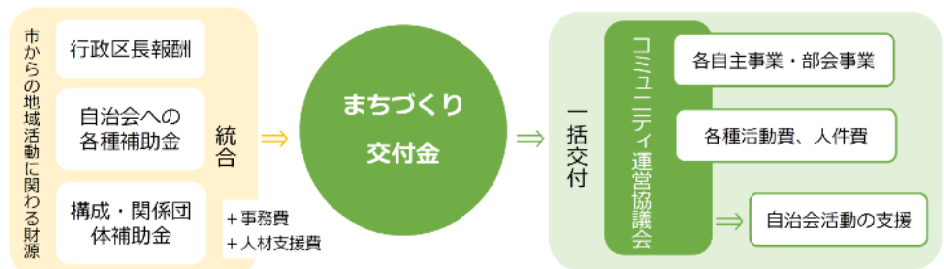
⇒指定管理者制度で施設の管理を運営協議会に委託

- ・指定管理者制度により管理することで地域の裁量で施設運営ができる
- ・管理のために職員等の雇用が可能となり運営協議会の組織基盤が強化

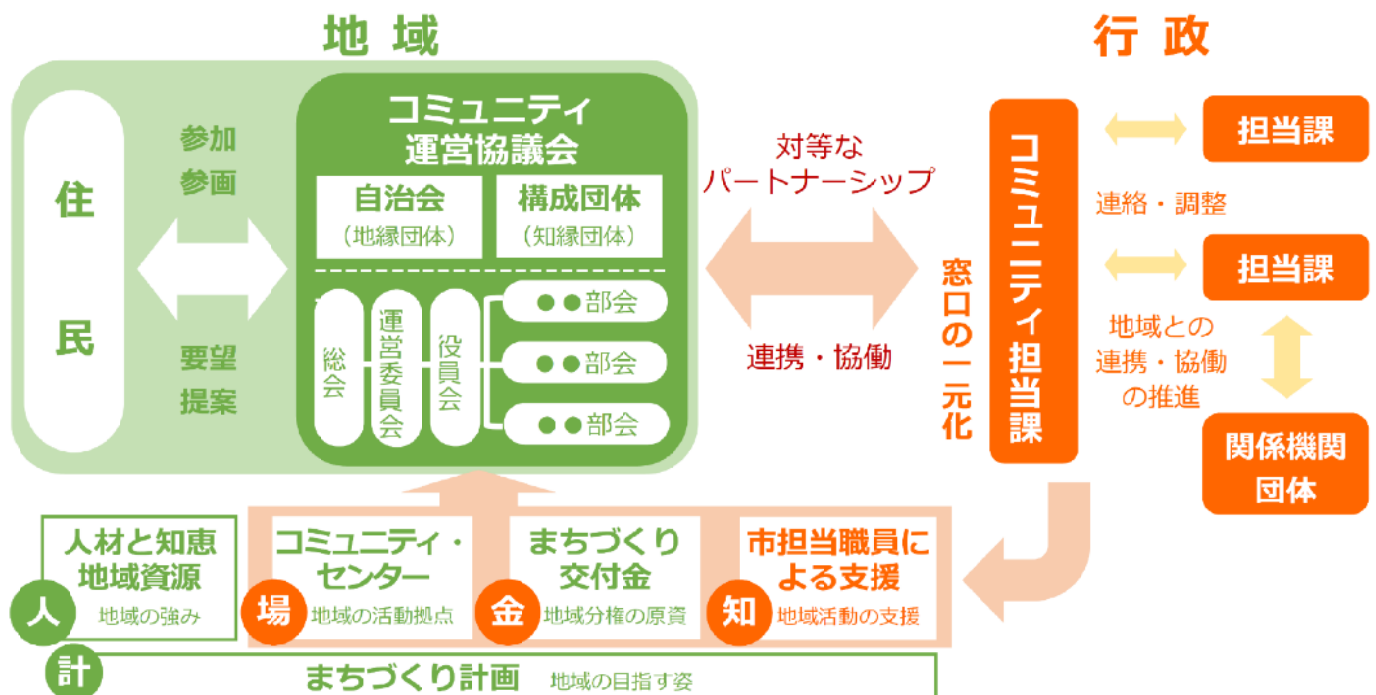
まちづくり交付金

各種団体や自治会に個別に支払われていた事業・分野ごとの補助金を統合し、運営協議会に一括支給。地域活動に優先順位をつけ、地域の実情にあった資金活用が可能。

**自己決定・自己実現・自己責任による
地域分権、住民自治の促進**



■コミュニティ活動の推進



■ 市民参画等推進審議会

市民参画条例 第45条（宗像市市民参画等推進審議会の設置）

市民参画、協働及びコミュニティ活動をより推進させるとともに、**時代の動きに的確に対応**させるため、宗像市市民参画等推進審議会を置く。

2 推進審議会は第16条第7項、第18条第3項（いずれも市民政策提案手続）及び第34条第2項（市民サービス協働化提案制度）の規定により意見を求められている事項について意見を述べるとともに、実施機関の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) この条例に基づき実施される市民参画手続等の進行管理及び評価
- (2) 市民参画、協働及びコミュニティ活動を推進するために必要な施策、方策等の研究
- (3) その他市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関し実施機関に意見を述べることができる。

3 推進審議会は、審議を通じて必要があると認めるときには、実施期間に意見を述べることができる。

4 推進審議会に専門の事項を調査審議するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

⇒ **宗像市の市民参画、協働、コミュニティ活動の推進を後押しする役目！**

■ もっと深く知りたい

宗像、カタロウ

市民参画等の進め方を「指針」として定め、「協働の推進」の考えの基礎となるもの。
本指針をきっかけとして、多くの市民がまちづくりの取組に関わり、住みよい魅力あるまちづくりが推進されることを目的としています。

条例の考え方や用語の
解説がわかりやすく
載っています



市民活動のこと

市民活動・NPOセンターHP「ひとつぶ」

市民活動の団体の
魅力、イベント、
活動のヒントが
ここに。



コミュニティのこと

H9～ 旧基本構想
H19～ 第1次基本構想・計画
H27～ 第2次基本構想・計画
R7～ **第3次基本構想・基本計画**

コミュニティ施策の
10年の方向性が
まとめられます



市民向けの
啓発パンフレット



市コミュニティ協働推進課公式Instagram
コミュニティの情報を随時発信！



市民自らの手によるまちづくりの推進

資料4



- ▶ より多くの市民が、主体的に市民活動などに取り組み、他の市民やまちづくりとの関わりを通して、生きがいを感じ、活力ある市民主体のまちづくりができている
- ▶ 市民や団体などと行政が協働し、相乗効果を生むことで、多様化する市民ニーズに対応できる協働のまちづくりができている

現状

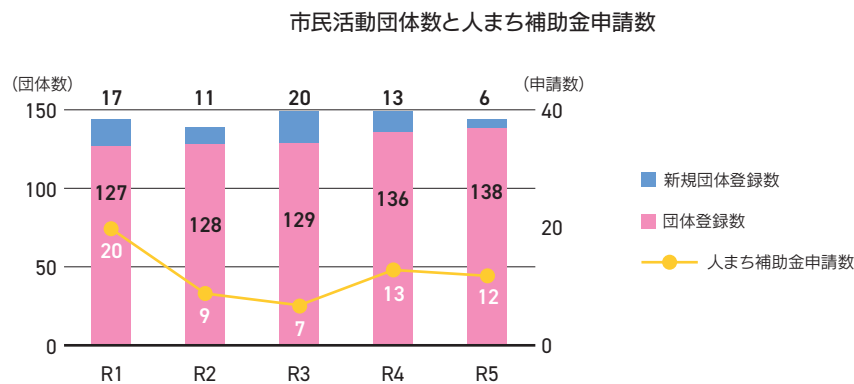


- ▶ 市民活動団体登録数は横ばい、市民活動の拠点であるメイトム宗像の利用状況はコロナ禍以前に戻りつつあります。一方、新規の団体登録や人づくりでまちづくり事業補助金（人まち補助金）申請件数は一定数で推移しており、担い手や事業の固定化がみられます。
- ▶ 市民活動・NPO ボランティアセンターがコーディネートしているボランティア活動においては、活動する人材や機会の固定化が進んでいます。
- ▶ 市民サービス協働化提案制度の申請件数が減少しており、団体からの主体的な事業提案も減少しています。
- ▶ 市民参画の主たる方法の一つであるパブリック・コメントの意見数が少なく、市民参画手続として十分な役割が果たせていない状況です。
- ▶ 市民参画条例制定から20年が経ち、市民、行政の双方で理念が薄れています。

課題



- ▶ 多様な分野での市民活動団体の立ち上げや事業拡充のため、団体及び人材のマインドの育成、スキルアップなどを支援する必要があります。
- ▶ より多くの市民が主体的に、気軽に、市民活動及びボランティア活動に参加、参画できるように、活動していない市民も含めた全市的な実態把握を踏まえ、環境整備をする必要があります。
- ▶ 協働化提案制度をはじめとした市民が公共サービスを担う仕組みについて、団体からの提案が生まれやすい仕組みを検討する必要があります。
- ▶ これまで主たる市民参画手続であった附属機関の設置とパブリック・コメントに加え、より効果的な市民参画の在り方、仕組みを検討する必要があります。
- ▶ 市民参画条例の理念などを市民、職員に周知することで市民参画、市民協働の推進と効果の底上げをする必要があります。



※パブリック・コメント…計画の策定や条例の制定などにあたり、主旨、内容などを広く公表し、市民から意見を求めるもの。提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する。



主な取り組み

- 市民活動・NPOボランティアセンターを中核とした活動支援の充実
- 団体間やコミュニティ、学校、専門機関、企業などの交流機会の創出と、相互のネットワーク化による多様な主体の協働を促進
- デジタル技術を活用した情報発信の強化や参加機会の創出による潜在層の活動へ向けた後押し
- 新たな公共サービスの担い手となる団体の基盤強化と制度運用の見直し
- 市民説明会やワークショップなどの対話型の市民参画手続の活発化
- 市民参画条例の理念などの市民啓発と、管理職を含めた全職員を対象にした職員研修の実施



令和6年度人づくりでまちづくり事業補助金・元気な島づくり事業補助金の採択団体



障がい児ときょうだい児や家族の仲間づくりに取り組む「special SIBLINGS」の活動の様子



成果指標 (KPI)

指標名	現状	中間目標（R11 年度）	最終目標（R16 年度）
市民活動団体の登録数	138 団体	159 団体	180 団体
市民活動・ボランティア活動に参加している市民の人数	6,600 人	7,800 人	9,000 人

〈関連する計画〉 #参加・参画・協働による魅力あるまちづくりの基本指針 #コミュニティ基本構想・基本計画

地域特性を活かし、 持続できるコミュニティ活動の推進



- ▶ 多様化する地域ニーズに対応しながら、世代や価値観などの枠組みを超え、誰もがコミュニティ活動に参加・参画し、活気のある魅力的で持続可能なまちづくりができている

現状



- ▶ コミュニティ活動に参加、参画する市民の割合は41%程度で、過半数に届いていません。若年層を中心に、18歳～64歳の市民の参加割合が低く、世代ごとに大きく差が生じています。
- ▶ ライフスタイルや価値観の変化を背景に、これまでの組織運営や活動手法では参画が難しい地域住民が増えており、役員や担い手の不足、自治会加入率の低下などの課題が顕在化しています。
- ▶ コミュニティ施策の本格化から20年が経過し、各地区で事業のマンネリ化、参加者の固定化、組織の硬直化などが進んでいます。
- ▶ 現状の担い手不足などの課題感が大きく、10年先、20年先を見据えた持続可能なコミュニティづくりに向けた取り組みが十分でない状況です。

課題



- ▶ 全ての世代でコミュニティ活動への参画を進めるため、参画のきっかけづくりや多様な関わり方を検討していく必要があります。
- ▶ コミュニティ運営協議会や自治会、行政それぞれの役割分担や負担感の軽減に取り組み、地域住民が担いやすい組織への転換を図る必要があります。
- ▶ 住民意見や地域ニーズを踏まえ、事業の最適化を図るとともに、地区同士や、学校、市民活動団体、ボランティアなど、地域の力を補完する多様な主体との協働を進める必要があります。
- ▶ 多様な住民が、地域活動に気軽に参加したり、地域とつながり続けるための仕組みが必要です。また、次世代の地域への愛着形成と担い手の育成を図る必要があります。



主な取り組み

- 誰もが気軽に参加できる環境の整備やきっかけづくり、子どもや若者が参画しやすく、やりたいことが実現できる仕組みづくりの支援
- 各地区の特性に応じたコミュニティ運営協議会、自治会、行政の役割分担の整理、組織や事業の最適化などに関する取り組みへの支援
- 各種研修や情報交換会の充実による地域の学び合い、スキルアップの促進
- 市民活動・NPOボランティアセンターなどと連携して行う多様な主体との協働に関するコーディネート

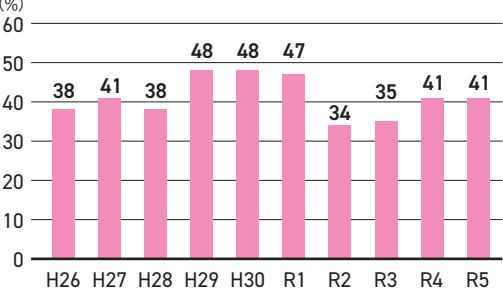


これからの大島を考える会

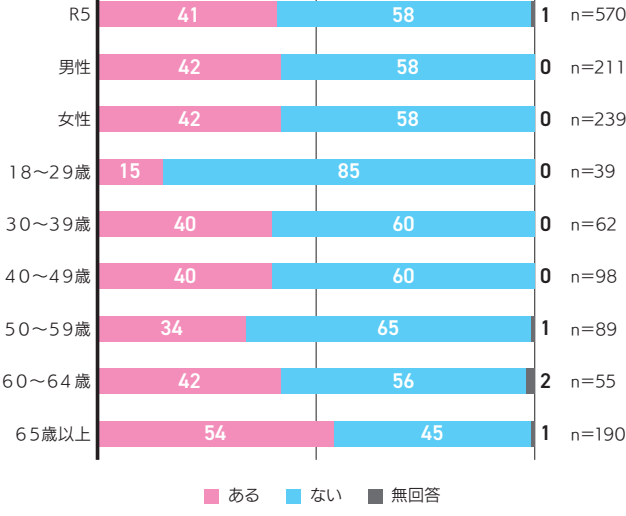


自由ヶ丘子どもおとな会議

自治会やコミュニティ運営協議会で開催されている地域の行事に関わったり、参加したことがある割合



R5に自治会やコミュニティ運営協議会で開催されている地域の行事に関わったり、参加したことがある割合

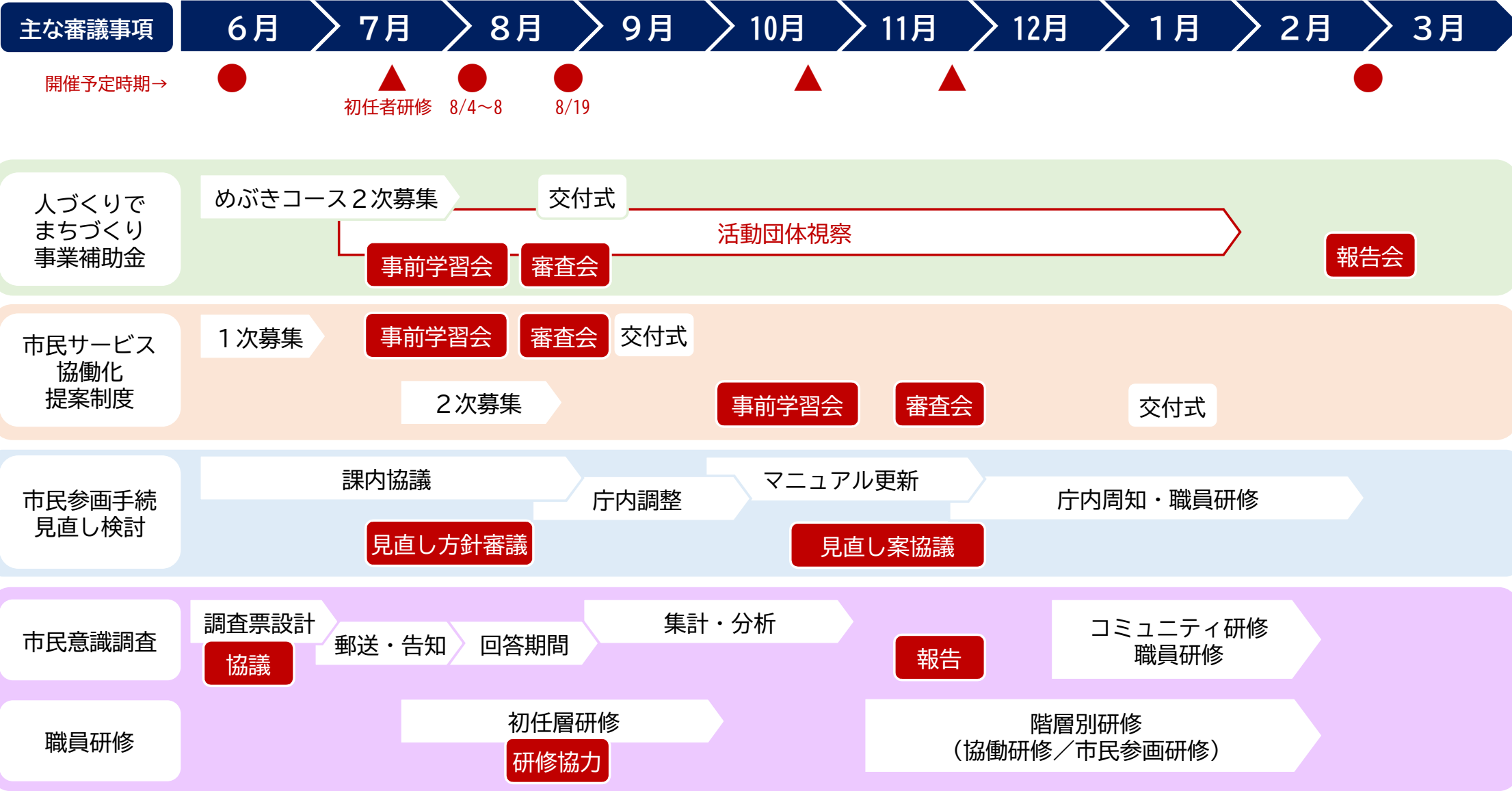


成果指標 (KPI)

指標名	現状	中間目標 (R11 年度)	最終目標 (R16 年度)
コミュニティ活動に参加、参画する市民の割合	41%	45%	50%
コミュニティ活動を行う18～64歳の市民の割合	36%	40%	45%

〈関連する計画〉 #コミュニティ基本構想・基本計画

宗像市市民参画等推進審議会 令和7年度の主な審議内容とスケジュールについて



令和7年度宗像市人づくりでまちづくり事業補助金



人まち補助金とは？

宗像市元気なまちづくり基金を活用した「人づくりでまちづくり事業補助金」は、市民活動の活性化と地域課題及び社会的課題の解決を目的として、市民活動団体が実施する事業や取り組みを支援するものです。

令和7年度から制度のリニューアルを行い、「めぶきコース」と「みのりコース」の2つのコースを設けています。



令和7年度宗像市人づくりでまちづくり事業補助金 コース概要

	課題解決型 みのりコース	団体活性化型 めぶきコース
概要	まちの課題解決を目的としたコース これまでの3つのコースを1つに統合。 広く市民を対象に行う課題解決型の事業を補助する。自由提案型やチャレンジ型より補助上限額・補助率がUP。	市民活動団体の活動の活性化を目的としたコース 今年度からの新設コース。 事業実施だけでなく、団体のスタートアップ、ステップアップに関わる経費等も幅広く補助対象に。
補助上限額	50 万円	10 万円
補助率	80 %	100 %
補助対象期間	1年間 ※1年ごとの申請で最長3年まで	1年間 ※1度採択を受けた団体は5年間は申請不可
備考	・事業実施に直接必要な経費のみ補助 ※団体運営に係る経費、備品購入や工事費は対象外 ・広報紙や市のSNSへの掲載等、事業PRを市がサポート	(活用例) ・団体立ち上げのための備品購入 ・スタッフのスキルアップの講習会や視察研修の実施 ・団体PRチラシの作成 ・新たに行うお試し事業の運営経費 etc.



令和7年度宗像市人づくりでまちづくり事業補助金 審査会までの流れ



⇒そのほか、採択団体の活動視察や年度末の報告会へのご出席もお願いしています。



令和7年度宗像市人づくりでまちづくり事業補助金 1次募集 & 追加募集

1次募集

- 期 間 3月～4月にかけて募集、5月に交付決定
- 申 請 数 18件(みのり:7件、めぶき:11件)
- 採 択 数 15件(みのり:5件、めぶき:10件)
- 交付決定総額 2,942,000円(予算3,600,000円)

追加募集



- 予算残額 658,000円
- 申請コース めぶきコースのみ
- 採択予定数 6～7件
- 日 程 事前学習会8/4～8、審査会8/19(火)

※詳細は別途募集要項をご確認ください。



1次募集採択団体の皆さん



宗像市市民サービス協働化提案制度（概要）

◆制度の概要・目的

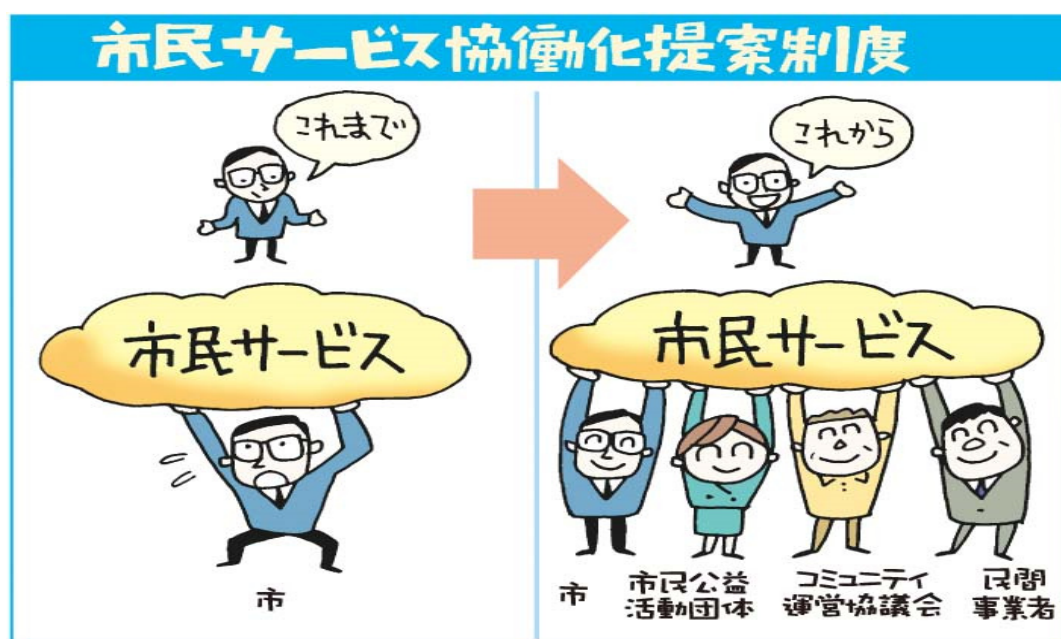
市民サービス協働化提案制度は、市が実施する事業に対して、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、民間事業者（以下「民間団体等」という）が持っているノウハウやアイデア等を生かした柔軟な発想による提案を募集するものです。

採択されると、最長4年、市と協働で事業を実施していきます。

【目的】

- ・新たな工夫による、よりよい市民サービスを提供すること
- ・民間団体等が、市民サービスを担う仕組みを作ることにより市政への参画、市民協働によるまちづくりの推進

制度を通じて民間団体等が、公共の担い手として認識され活力ある団体へと成長すること、市と民間団体等の双方に協働の経験が蓄積されること、市民の協働への理解と市職員の意識改革につながることを期待されます。



◆提案できる内容

市が行っているすべての市民サービス

※法令の規定で市職員しか実施できないものを除く

※全事業一覧を市HPで公開する

※提案する民間団体等は、市担当課と事前協議を行う

◆提案できる団体

- ① 市に登録のある市民活動団体
- ② コミュニティ運営協議会
- ③ 民間事業者

◆提案できるコース

提案は、次の2つのコースに分けて行います。

実施する事業は、原則的に単年度です。

- ① 現年度コース（令和7年度に採択を受けた後、令和7年度に実施）
- ② 次年度コース（令和7年度に採択を受けた後、令和8年度から実施）

◆審査および決定

提案された市民サービスは、

1 担当課による予備整理⇒2 審議会での審査⇒3 市の決定の順に行う。

1 担当課による予備整理

提案された内容などについて、法令などの点で問題がないか整理

2 審議会での審査（諮問）

「満たすべき基準」（別紙）を満たしているか審査

審査の内容は「意見書」として市へ答申

3 市の決定

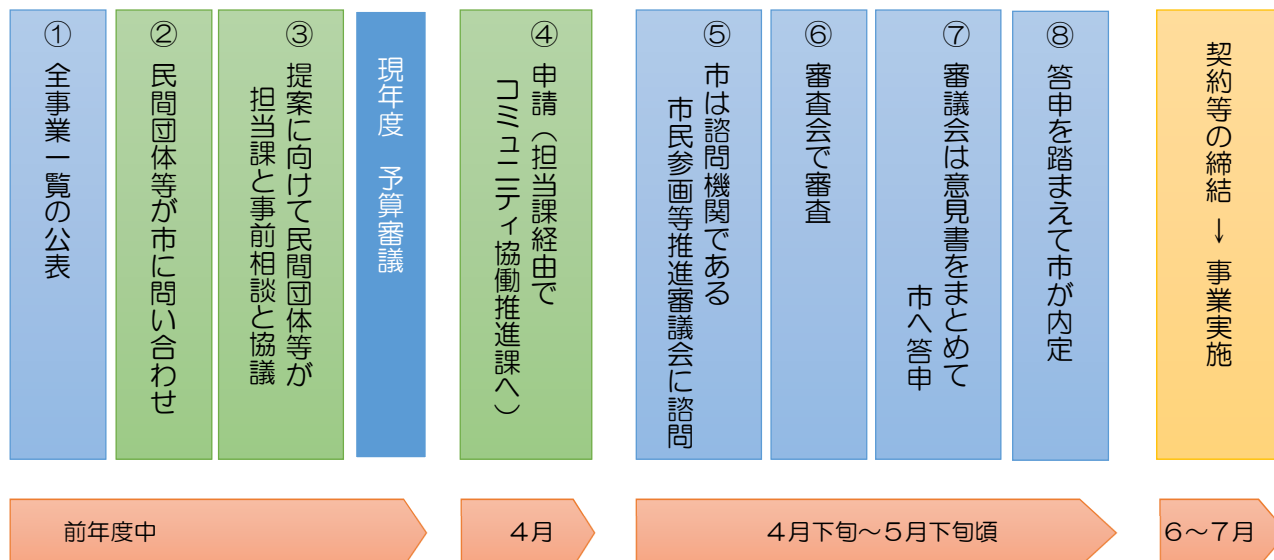
審議会の意見書を踏まえ総合的に判断して決定

決定は、採択、条件付き採択、不採択の3段階で判定

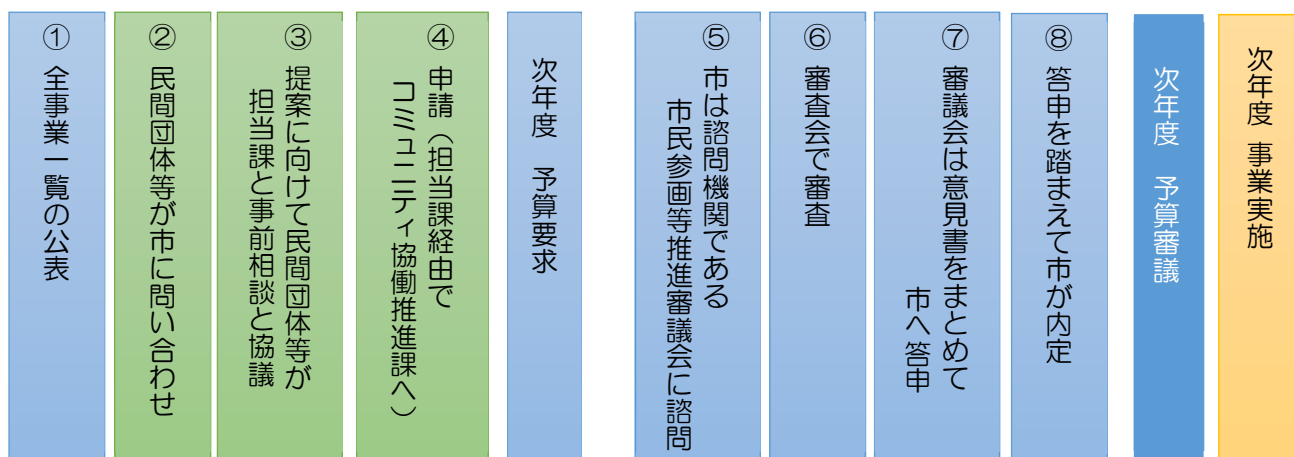
※次年度コースの最終的な決定は、市議会における予算の議決後となります。

◆全体のスケジュール

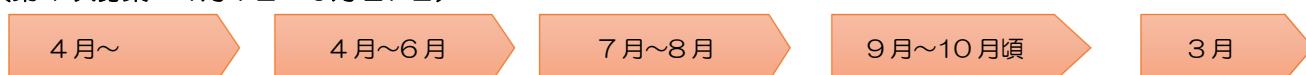
＊現年度開始コース（募集：4月1日～4月18日）



＊次年度開始コース



（第1次募集：4月1日～6月27日）



（第2次募集：7月1日～8月22日）



◆採択事業一覧

採択年度	事業名	団体名	事業内容
令和3年度	男女共同参画推進事業の実施 及びセンター管理運営業務	特定非営利活動法人男女共同参画 ゆいネット宗像	男女共同参画推進センターの管理運営を行いながら、啓発講座等の事業を実施することで、男女共同参画社会の推進を図る。
令和4年度	成人式事業	公益社団法人 宗像青年会議所	地域を愛する市民活動団体として、地域の将来を担う市内及び市内出身者である新成人を対象としたはたちのつどいの企画立案、運営を行うもの。
	市民活動・NPO ボランティア センターにおける市民活動支援事業	一般社団法人 PENTAGON	市民との協働によるまちづくりを推進するため、市民活動・NPO ボランティアセンターの管理運営及び市民活動団体等の支援・育成を行うもの。
令和6年度	子どもの居場所づくり事業	子ども支援 ネットワーク WithWind	提案団体のノウハウを生かし、プレーパークの運営や中高生の居場所づくり、出張プレーパークを実施し、子どもの居場所づくりを支援するもの。
	市営住宅営繕監理業務委託	一般社団法人 住マイむなかた	提案団体の高い専門性を活かし、市営住宅の営繕監理業務（修繕監理、工事監理、空室改修監理）を代行することで、市民サービスの効率化を図る。
	市立学校営繕業務委託	一般社団法人 住マイむなかた	提案団体の高い専門性を活かし、市立学校の営繕監理業務（修繕監理、工事監理）を代行することで、市民サービスの効率化を図る。
令和7年度	子育てのはじめのいっぽ事業	あかちゃんの育つ 環境を守る会・ゆるりんこ	あかちゃんの育つ環境について学び、母の子どもと関わる力や課題を解決する力を育む支援や、子どもの健やかな成長発達につながる支援を行う。

令和6年度 市民参画手続【実績】

令和7年6月9日現在

計画等の名称	市民参画の対象（計画・条例等）の概要	策定完了 年度	附属機関等の 開催（回数）	市民ワークショップ	パブリック・コメント （件数）	市民 説明会	担当課	備考
宗像市地域公共交通利便増進実施計画 地域公共交通計画（変更）	持続可能な交通体系の構築を図るため、利用者の利便増進に資する計画を策定し、あわせて地域公共交通計画の一部を変更するもの	令和6年度	地域公共交通活性化協議会（5回）	—	R6.11/18～12/20 利便増進実施計画（8件） 地域公共交通計画（9件）	—	都市再生課	
第3期宗像市スポーツ推進計画	市のスポーツ施策の総合的な推進に関する基本方針をとりまとめたもの	令和6年度	スポーツ推進審議会（4回）	—	R6.12/3～R7.1/16 （3件）	—	文化スポーツ課	
第3次宗像市総合計画	市の経営の考え方となる基本理念を掲げ、将来像やまちづくりの戦略的な取組みを体系的に整理したものであり、市の最上位の総合的な計画として位置付け、将来像の実現を目指すもの	令和6年度	総合計画策定審議会（4回）	むなかた会議（7回） 出張ワークショップ（7回）	R7.1/10～2/9 （17件）	—	経営企画課	
第3次宗像市国土利用計画	限り有国土を有効に利用し、均衡ある発展を目指すための市のまちづくりの大きな方向性を示す計画	令和6年度	国土利用計画等審議会（5回） 都市計画審議会（2回）	—	R7.1/10～2/9 （4件）	—	都市計画課	
第3次宗像市都市計画マスタープラン	長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするもの	令和6年度	国土利用計画等審議会（5回） 都市計画審議会（2回）	—	R7.1/10～2/9 （6件）	—	都市計画課	
宗像市立地適正化計画	持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープラン	令和6年度	国土利用計画等審議会（5回） 都市計画審議会（2回）	—	R7.1/10～2/9 （0件）	—	都市計画課	
宗像市景観計画、景観条例	魅力ある景観の形成を推進するための計画	令和6年度	景観審議会（4回） 都市計画審議会（1回）	—	R7.1/10～2/9 （0件）	—	都市計画課	
宗像市こども計画	すべてのこどもが将来にわたってその権利及び健やかな成長を保障され、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策の充実を図り、総合的に推進するための計画	令和6年度	次世代育成支援対策審議会（3回）	（高校生対象） （1回）	R7.1/10～2/9 （145件）	—	子ども育成課	
第2期宗像市自殺対策推進計画	誰も自殺に追い込まれることがない社会の実現を目指して、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画	令和6年度	健康づくり推進協議会（1回） 保健福祉審議会（1回）	—	R7.1/10～2/9 （1件）	—	健康課	教育委員会（1回）
第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画	これまでのコミュニティ施策と各地区における取り組み状況の成果と課題を検証するとともに、今後の中長期的なコミュニティ施策の指針を示すもの	令和6年度	コミュニティ基本構想審議会（2回）	—	R7.1/21～2/20 （9件）	—	コミュニティ協働推進課	各地区事務局長による策 定部会（7回） コミュニティ会長会（1回）
宗像市一般廃棄物処理基本計画及び災害 廃棄物処理実行計画	一般廃棄物の基本的な考え方や方向性をまとめる計画及び災害発生時に円滑に処理体制を構築するための検討事項を整理するもの	令和6年度	廃棄物減量等推進審議会（4回）	—	R7.1/21～2/20 （3件）	—	環境課	
宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画	市が保有する公共施設の総合管理計画	令和7年度	公共施設アセットマネジメント推進計 画策定審議会（5回）	—	R7.3/4～4/2 （13件）	—	アセットマネジメント推進 課	
第三次宗像市道路網整備計画	コンパクトで持続可能な都市を目指すため、現況及び将来の見通しにおける、都市構造上の課題を踏まえるとともに、都市計画道路等の既存の交通ネットワークが抱える課題を整理し、都市の骨格構造の形成に資する道路網を整備するための基本的な考え方や整備方針等を示すもの	令和7年度	道路網整備計画策定委員会 （2回）	—	—	—	施設整備課	
第4期宗像市教育大綱	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	令和6年度	総合教育会議（2回）	—	—	—	教育政策課	教育委員会（2回） 校長研修会（1回）

令和7～8年度 市民参画手続実施予定

令和7年6月9日現在

計画等の名称	市民参画の対象（計画・条例等）の概要	策定完了年度	附属機関等の 開催（予定回数）	公募委員の 募集時期	市民 ワークショップ	パブリック・ コメント	市民説明会	担当課
宗像市地域公共交通計画（変更）	持続可能な交通体系の構築の実現のため、内容を一部見直すもの	令和7年度	地域公共交通活性化協議会 （1回）	（令和6年度か らの継続）	—	令和7年5月	—	都市再生課
宗像市災害廃棄物処理実行計画	災害発生時の廃棄物処理のための具体的な行動指針を定めるもの	令和7年度	廃棄物減量等推進審議会 時期未定（2回程度）	（令和6年度か らの継続）	—	令和7年10月頃	—	環境課
第4次宗像市男女共同参画プラン	市・市民・事業所等が一体となり男女共同参画社会の実現を目指すため、基本的な施策の方針と実施の計画を定める	令和7年度	男女共同参画推進懇話会 令和7年6月頃、8月頃、9月頃、 11月頃、令和8年1月頃 （5回程度）	（令和6年度か らの継続）	—	令和7年11月頃	令和7年10月頃	男女共同参画推進課
宗像市産業振興計画	農林業・水産業・商工業・観光の各分野に加え、分野を横断した連携によって、宗像市全体の産業振興を実現することを目的として策定するもの	令和7年度	産業振興推進審議会 時期未定（4回程度）	令和7年4月頃	令和7年7月頃	—	—	産業政策課
第三次宗像市道路網整備計画	コンパクトで持続可能な都市を目指すため、現況及び将来の見通しにおける、都市構造上の課題を踏まえるとともに、都市計画道路等の既存の交通ネットワークが抱える課題を整理し、都市の骨格構造の形成に資する道路網を整備するための基本的な考え方や整備方針等を示すもの。	令和7年度	道路網整備計画策定委員会 令和7年7月頃、11月頃、 令和8年3月頃 （3回程度）	（令和6年度か らの継続）	—	令和8年1月頃	—	施設整備課
第2期宗像市人権教育・啓発基本計画	市や市民等が力を合わせて「人権尊重のまちづくり」を進めていくための、基本理念や施策の方向性を明らかにするもの。	令和8年度	人権教育及び人権啓発審議会 令和7年11月頃、 令和8年2月頃 （2回程度）	令和7年8月頃	—	R8年度	—	人権対策課
第10期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	高齢者福祉計画は、老人福祉法に基づく計画であり、高齢者福祉事業全般にわたるサービス供給体制の確保に関し、必要な事項を定めるもの。介護保険事業計画は、介護保険法に基づく計画であり、介護サービス及び地域支援事業の見込量確保のための方策等を定め、介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的とするもの。これら2つの計画は、一体的に作成することとされている。	令和8年度	介護保険運営協議会 令和7年11月頃、 令和8年2月頃、6月頃、7月頃、 9月頃、11月頃、12月頃、 令和9年1月頃 （8回程度）	（令和6年度か らの継続）	—	令和8年12月頃	—	介護保険課